平成２２年（フ）第３１１号
兵庫県明石市和坂１丁目４番17号、旧住所神戸市西区天が岡30番地の38
債務者　北畑　利雄
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
兵庫県明石市魚住町清水78番地の１　第５ハイツ安達Ｂ―202号
債務者　渡邉　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
兵庫県明石市魚住町長坂寺441番地の12　第２安達ハイツ302号
債務者　益　　朝美（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
神戸市西区伊川谷町有瀬1277番地　ハイツ生田110号、旧住所兵庫県姫路市北平野６丁目１番66―517号
債務者　小池　一弘
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
兵庫県豊岡市出石町大谷404番地の１
債務者　岩田かよ子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
徳島県吉野川市鴨島町牛島516番地、旧住所徳島市南庄町５丁目26番地
債務者　渡部　知二
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１０号
徳島県板野郡松茂町広島字東裏23番地４
債務者　岩本　勝利
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２３号
徳島市伊月町４丁目６番地の７、旧住所広島市安佐南区祇園２丁目10番５号
債務者　大野　由則
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３３号
徳島市西須賀町下中須15番地の１　浜田コーポ２棟22号
債務者　井口　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４５号
徳島県板野郡藍住町東中富字長江傍示１番地１　敷地団地Ｂ―１―９
債務者　遊佐喜美江
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４９号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示21番地７
債務者　蔦野　智子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５１号
徳島市北島田町３丁目13番地の２　市営北島田16棟第６号
債務者　坂本　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５７号
徳島市庄町５丁目81番地の122―102号
債務者　森　　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５８号
徳島市八万町川南146番地
債務者　岡田　久子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８０号
徳島市南矢三町１丁目２番30号、旧住所徳島市北矢三町４丁目７番46号
債務者　福池　大助
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２１号
熊本県宇土市岩古曽町576番地
債務者　松野　安子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５０号
熊本市城山大塘２丁目１番48号
債務者　徳丸　清明
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６０３号
熊本県宇土市浦田町113番地２　浦田八木アパート202
債務者　井上　智敬
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部